

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第36回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成24年6月26日（火） 14:00～14:23

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、佐々木 かをり、関口 博正、  
東海 幹夫、長田 三紀、宮本 勝浩

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、安藤 英作（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、犬童 周作（事業政策課企画官）、木村 公彦（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、大村 真一（料金サービス課企画官）

日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューの設定）について【諮問第3044号】

## 開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

では、お手もとの議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題は諮問事項1件であります。

○根岸部会長　それでは、諮問第3044号、NTT東西の、いわゆる加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューの設定につきまして審議したいと思います。

本件は、今年3月のこの部会におきまして、加入光ファイバ接続料に係る分岐単位接続料設定の適否について、NTT東西の光配線区域の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当としたことを踏まえまして、このエントリーメニューの導入を行うため、今般、接続約款の変更に係る認可申請が行われたものであります。

それでは、まず、総務省から説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それでは、お手元の資料36-1に基づきましてご説明申し上げます。加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューの設定に関します接続約款の変更についてでございます。

ページをおめくりいただきまして、3ページ目をご覧くださいと思います。まず、変更の経緯からでございますが、ただいま部会長よりご説明がございましたとおり、NTT東西の提供する加入光ファイバ接続料につきましては、情報通信行政・郵政行政審議会におきまして分岐単位接続料設定の適否に関する多角的な検討が行われました結果、平成24年3月29日付同審議会答申（情郵審答申）におきまして、NTT東西の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当とされたところでございます。

ここにおきまして、同答申を取りまとめる過程における議論について少し言及させていただきますと、当審議会の接続委員会におきまして、分岐単位接続料設定に関する事業者提案について、個別具体的な質問等を行った上で資料を作成する、いわゆる対話型の整理を行い、検討を深めたところでございますけれども、事業者間の意見の隔たりが

大きく、NTT東西のOSUをNTT東西と接続事業者間で共有するスキーム、OSU共用のスキームを実現可能な案として想定することは困難であることが確認されたところでございます。

他方、NTT東西の光配線区画を拡大し、1の局外スプリッタがカバーいたします世帯数を増大させることによりまして、他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応ととらえることができると整理したところでございます。

しかしながら、新たな配線区画によるサービス提供の本格実施までには一定の時間を要すると見込まれることから、エントリーメニューにより競争促進策を補完的に講じることが適当と整理されたところでございます。

この答申を踏まえまして、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更の総務大臣認可に当たりまして、「光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置として、エントリーメニューを早期に導入するため、速やかに接続約款の変更申請を行うこと」などが条件として付されているところでございます。

今般、以上の経緯を踏まえまして、エントリーメニューに係る接続料等を設定するため、接続約款の変更を行うものでございます。

概要でございます。エントリーメニューは情郵審答申に基づきまして、複数年（3年間）の段階料金の設定、未回収コストの各社個別負担、後年度回収の実施及び最低利用期間（3年間）の設定を主な構成要素といたしまして組成される加入光ファイバの光信号主端末回線に係るメニューでございます。

エントリーメニューのイメージを、下の図でかかせていただいておりますけれども、接続開始後1年間の接続料を一定程度低減させ、その減額分につきましては、後年度、3年目に回収することとし、複数年の段階料金を設定するものでございます。4年目以降につきましては、既存の1芯単位の接続料となるものでございます。

具体的な接続料算定について、(1)以降でございますけれども、エントリーメニューに係る接続料につきましては、情郵審答申を踏まえた算定方法によりまして、以下のとおり設定されております。

エントリーメニューが適用される芯線のうち、開通から1年に満たないものにつきましては、同答申で示された考え方を踏まえて算定した割引率（NTT東日本で19.4%、NTT西日本で24.4%）に基づきまして、既存の光信号主端末回線、既存メ

ニューに係る接続料から一定額を低減させた料金が適用されます。

また、開通後3年目のものにつきましては、1年目の低減額及び当該低減額に係る利息を3年目に適用される既存メニューに係る接続料に加算した料金が適用されるというものでございます。

ここで、割引率算定の考え方につきまして、脚注2をご覧いただければと思います。割引率の算定に当たりましては、まず最初に加入光ファイバ接続料における1ユーザー当たりコストがドライカップ接続料と同水準となるために必要となる獲得ユーザー数を求め、次に加入光ファイバ接続料とドライカップ接続料の1ユーザー当たりコストが同等となる水準を超える部分を算出し、これをドライカップ接続料と比べた場合の超過コストとみなした上で、当該部分を比率化して、1年目の接続料から割り引くという2段階で求めるものでございます。

これは、配付資料の一番の後ろでございますけれども、参考として情郵審答申の抜粋がございます。これを使って簡単に申し上げたいと思います。参考の1ページにドライカップ及びシェアドアクセスの、いずれも平成24年度のNTT東の接続料が示された図がございます。このシェアドアクセス接続料及びドライカップ接続料を用いまして、ドライカップ接続料と同水準となる1ユーザーコストをまず求めるということで、ドライカップ接続料1,247円から分岐端末回線274円を減じまして、973円。次に、この973円を用いまして、ドライカップ接続料と同水準となるために必要な獲得ユーザー数を求めることとなりますけれども、主端末回線3,013円を973円で除し、3.1ユーザーということになるわけでございます。

その次のページ、左下のグラフでございますけれども、横軸に平均獲得ユーザー数、縦軸に1芯コストをおきまして図示したものでございますが、これを使いまして、今求めた3.1ユーザーに至る過程で同等水準となるものをを超える部分、すなわち、この絵でいきますとオレンジのAの部分でございますけれども、これを超過コストとみなし、全体の負担すべきコストから割り引くとすれば、その割引率がA/Bとなるというものでございまして、その結果はじかれた割引率が、東19.4%、西24.4%となるものでございます。

また、資料4ページにお戻りいただければと思います。ページ中ほどに、平成24年度の適用開始分の具体的な接続料を記載してございます。まず右側をご覧いただければと思いますけれども、参考として平成24年度の既存メニュー、東3,013円、西3,

846円とございます。これは、乖離額調整の補正を昨年度行いました、最新の認可の接続料でございます。これから、今申し上げた割引率をそれぞれの接続料に乗ずることで低減額が求まり、東におきましてはそれが585円、西におきましては938円でございます。これを認可接続料から減じて、1年目の接続料が2,428円と2,908円となるものでございます。

続きまして2行目でございますが、25年度中の、2年目の接続料でございますけれども、25年度に適用される既存メニューに係る接続料と同額となるものでございます。ただし、※2でございますが、平成23年度における接続料収支の実績値の判明後に乖離額補正というものが行われますので、この数字から変更されることとなります。また、ここに含まれております局外スプリッタの接続料につきましても、実績原価方式にて毎年更新されることとなります。

それから、3行目の、平成26年度中の3年目の接続料でございますけれども、平成26年度に適用される既存メニューに係る接続料に1年目の低減額と低減額に係る利息分を乗せた、東で申し上げれば600円、西で申し上げれば964円をプラスすることで算定を行うものでございます。ただし、現在光の接続料で認可いたしておりますのは平成25年度まででございますので、平成26年度以降の接続料につきましては、別途認可申請が行われることとなるわけでございます。

なお、既存メニューの低廉化傾向は今後も続くと思定いたしますと、後年度回収分を加算した料金についても、ある程度収容率を高めた接続事業者にとっては、負担が大幅に大きくなるわけではないということにつきましては、ご留意いただければと思います。

それから、続きまして適用地域でございます。エントリーメニューの適用地域につきましては、情郵審答申の「エントリーメニューの適用地域に関する考え方」及び「想定される適用地域」において、「ある時点におけるF T T Hサービス市場における「非競争地域」に限った適用とすることが適当」とされていること、また、「実際の運用に当たっては、各設備構築事業者が参入しているエリアの詳細を確認した上で、実態に沿うように見直すことが必要」とされていることを踏まえ整理された以下の考え方に基きまして、具体的に選定が行われてございます。

その考え方と申しますのは、平成24年3月末時点においてN T T東西がフレッツ光サービスを提供しているビル（フレッツ光提供ビル）のうち、他事業者の参入しているエリアがそのカバーエリアの半数に満たないビルをエントリーメニューの適用対象とす

るというものでございます。

その下でございますけれども、エントリーメニューの適用対象となるフレッツ光提供ビル数の見込みでございますが、現時点におきましては、本年3月末の時点のデータは取りまとまってございません。したがって、現時点で最新の、平成23年9月末時点の全国の超高速ブロードバンドサービスエリアの状況によりまして、今申し上げた考え方に基づき推計をしたものでございます。これをご覧いただきますと、フレッツ光提供ビル数、平成24年3月末時点、東が1,606、西が1,348ある中で、エントリーメニューが適用されるフレッツ光提供ビル数が、おのおの738、407でございます。また、エントリーメニューが適用されるフレッツ光提供ビルの割合で申し上げますと、東が46.0%、西が30.2%となるものでございます。

なお、この数字につきましては、情郵審答申におきまして一定の仮定を置いた上で推計を行っております。その数字につきましては、先ほどの参考資料、一番後ろのページでございますけれども、パーセンテージを載せてございます。東におきましては30.7%、西におきましては31.8%というところでございます。全体といたしまして、この答申の段階の数字よりも、より大きな割合が見込まれるということでございます。

実際の適用に当たりましては、接続事業者が光信号主端末回線伝送機能を利用する際には、あらかじめNTT東西のビル単位で既存メニューかエントリーメニューか選択の上、利用するということになります。

続きまして、最低利用期間の設定でございます。エントリーメニューの最低利用期間につきましては、情郵審答申を踏まえ、3年間と設定されているところでございます。また、接続事業者が最低利用期間内にエントリーメニューの解約を行った場合、以下のとおりの違約金が適用されることとなっております。違約金請求イメージを下にかいてございますけれども、1年未満で解約を行った場合につきましては1年間に満たない残余期間分の既存メニューに係る接続料、図ですと①の部分です。これに加えて、解約時までの低減額及び低減額に係る利息、②の部分を合わせたものが違約金として整理されることとなります。この取り扱いにつきましては、最低利用期間が1年と設定されております他の光メニューと同じ取り扱いとなるものでございます。

続きまして、1年以上2年未満で解約を行った場合でございますけれども、③の部分ですが、1年目の低減額及び低減額に係る利息が違約金となるものでございます。また、2年以上3年未満で解約を行った場合につきましては、④の部分ですが、1年目の低減

額及び低減額に係る利息のうちの未払いの部分という整理でございます。

最後、その他の部分、附則に規定しているものでございますけれども、適用開始の時期につきましては、NTT東西において本申請の認可後にエントリーメニューの導入に係るシステム改修を行い、準備が整い次第エントリーメニューの適用を開始する予定としてございます。他方、終了の時期でございますが、エントリーメニューは光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置でございますので、光配線区画の見直しが完了した際にはエントリーメニューに係る新規受け付けを停止する予定としてございます。

また、システム開発費用についてでございますが、脚注の4をご覧くださいだけだと思いますけれども、情郵審答申におきまして、「多様な事業者のFTTHサービス市場への参入の弾力化が目的の一つであることに鑑み、NTT東西においては、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努める」こととされております。また、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更認可申請の認可に当たりまして、「必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めること」が条件として付されているところでございます。

エントリーメニューの導入のために必要となるシステム開発に係る費用につきましては、NTT東西のおおの約9,200万円でございますけれども、これを年経費化した上で、別途回線管理運営費として回収が行われる予定とされているところでございます。

続きまして、7ページをご覧くださいだけだと思います。審査結果でございます。審査基準に該当します項目は、2番、5番並びにその次のページ、14から16並びに18番でございますけれども、いずれも適となっているところでございます。

以上を踏まえまして、1ページ目にお戻りいただければと思いますけれども、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から、「電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可申請があった。これらについて審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められる。よって、同条第2項の規定により認可することとしたい。上記のことについて、法第169条第1号の規定により諮問する。」としているものでございます。

説明は以上でございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明につきまして、どうぞご意見ご質問がございましたら、お願いいたします。

○東海委員 ただいまご説明がございましたように、この問題は、いわゆる、長い間ず

っと議論してまいりました分岐単位接続料の適否、その設定の適否という議論を続けてきた、過程を持った問題であることを今思い出しておりますけれども、そのときに、こういった問題の1つのよい方向への流れとして、光配線ブロックのNTTにおける見直し作業にかなりの期待をしたいという形でまとまってきたと記憶しております。当時の、分岐単位接続料の議論をしているときにはまだその流れが見えていなかったのですが、今日の段階で、少し時間がたちましたので、おわかりになる範囲で結構ですので、NTTの光配線区画の見直しに関する業務といたしましうか、作業といたしましうか、というものが、どういう形で今、目に見え始めてきているのかについてご説明いただければありがたいと思います。

○根岸部会長　それでは、よろしくをお願いします。

○二宮料金サービス課長　現在、NTT東西におきましては、今年度下半期中のトライアル実施に向けまして、事業者に対する説明会を行っております。また、トライアル参加希望事業者を募っている状況であると承知してございます。

この3月の情郵審の答申におきまして、光配線区画の見直しにつきましては、少なくとも2から3年を要するとされておりましたけれども、本取り組みにつきましては、光ファイバの収容率を高め、新規参入のハードルを下げる効果が期待されるということでございますので、関係事業者と協力をいただいた上で、速やかに見直しが行われることを期待しているところでございます。

なお、認可条件の1つに、透明性と予見性を確保する観点から、光配線区画の見直しの状況につきまして総務省に報告することとなつてございまして、第1回目の報告が本年6月末に行われる予定でございます。総務省といたしましても、そういったことを精査しながら、状況を適切に確認してまいりたいと思っております。

○東海委員　具体的に前に進み始めたこと、それから予定された年数よりも少し早目に実行できるであろうというお話だったと思いますので、理解いたしました。ありがとうございました。

○根岸部会長　では、ほかにどうぞ。いかがでしょうか。

先ほど資料36-1で、最後の6ページのその他のところで、今、光配線区域の見直しの検討状況がという話でありましたが、最後のところの、システム開発に係る費用を回収することになっておりますけれども、これは、エントリーメニューを導入することとの関係で、特にこれが何か問題になることではないというか、非常にその割合は小さい



と理解してよろしいでしょうか。

○二宮料金サービス課長 回線管理運営費につきましては、部会長がご指摘のとおりのご理解でよろしいと思います。この回線管理運営費は、実際に利用する事業者のみならず、そのほかのサービス、具体的にはドライカップでございますとか、光ファイバでございますとか、ラインシェアリングでございますとか、PHS基地局機能でございますとかいったものを利用する事業者の間に広く薄く負担をするという考え方でございますので、利用する事業者のみが負担をするものに比べまして、低廉な料金になるということだと思います。

○根岸部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則に従いまして、諮問された内容を報道発表するほか、広く意見の募集を行うことにいたします。先ほど来ご説明がございましたように、今回認可申請を受けた接続約款の改定につきましては、料金算定方法や提供エリア等の提供条件に係る考え方について、本年3月29日付のこの審議会答申を踏まえたものであることから、意見招請は1回といたしまして、7月26日木曜日までとしたいと思います。

また、提出された意見を踏まえまして、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的にこの部会で答申をまとめることにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、その旨決定したいと思います。

○根岸部会長 それでは、以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様あるいは事務局から何かございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。次回につきましては、また事務局よりご連絡があるということでございます。どうもありがとうございました。

閉 会